

議 長 日程第15「議案第19号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第19号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ780万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,980万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。今回の補正は平成27年度の保険給付費の支出状況から、社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金の歳入確定による減額補正、並びに年度途中の職員の人事異動などに伴う人件費等の一般会計繰入金などの精算が主なものでございます。

それでは歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、包括的支援等地域支援事業交付金につきましては、地域包括支援センターの職員が年度途中で人事異動をしたことにより、人件費の国庫補助財源相当分を減額、また目4、事業費補助金につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費の2分の1を国の負担分として増額し、合わせて196万3,000円を収入するものでございます。

款4、項1、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料を保険給付費の28%相当として、社会保険診療報酬支払基金から収入しておりますが、保険給付費の支出傾向を鑑みた金額で支払基金交付金が確定したことから、664万1,000円を減額するものでございます。

款5、県支出金、項2、県補助金、目2、包括的支援等地域支援事業交付金

は、地域包括支援センターの職員が年度途中で人事異動したことにより、人件費県費補助財源相当分を減額するものでございます。

款6、繰入金、項1、一般会計繰入金、目2、その他一般会計繰入金は職員の人件費補正、目3、地域支援事業費繰入金は地域包括支援センターの職員が年度途中で人事異動したことにより人件費町財源相当分を減額し、目4、地域包括支援センター事業費繰入金は非常勤職員報酬の不用額の減、目5、低所得者保険料軽減繰入金は当初に比べて保険料軽減に該当する低所得者が多くなり、一般会計で受け入れた国庫負担金、県費負担金を、町負担分を合わせて歳入するもので、合わせて補正額を285万7,000円の減とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては、人件費の補正となります。

款2、保険給付費、項1、目1、介護サービス等諸費、以下項5、目1、高額医療合算介護サービス等費につきましては、歳入の支払基金交付金の減額に伴う財源補正となります。

款3、項1、次のページにわたりますが、次のページをお願いいたします。目1、基金積立金につきましては、昨年度末に介護保険財政調整基金を取り崩し、本会計の一般財源に充当いたしました。今年度の保険料歳入は前年度並みが見込めますので、1,000万円を積み立てることにいたしました。

次の款6、項1、地域包括支援センター事業費、目1、一般管理経費につきましては、人件費の補正となります。目2、介護予防サービス計画費につきましても、介護予防費支援事業に従事する非常勤職員を確保できなかった期間があるため、不用額を減額させていただくことといたしました。

款7、項1、目1、予備費につきましては、財源補正並びに基金積み立てによる金額を補正計上いたしております。なお人件費の補正がございましたので、14ページ、15ページに給与費明細書を掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 13ページです。基金積立金1,000万積み増しということなんですけど、現段階でそれで積み増して幾らになるか、たしか説明なかったと思います。それとその金額が基金として足りてるのか足りてないのか。それについてお願いしたいと思います。

福 祉 課 長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。前年度末が約900万円の残としておりますので、ここで1,900万円の残となります。この基金につきましては、介護保険料の軽減に使うためのものでもありますし、あと国民健康保険のときに基金から一般財源に繰り出されたと同じように、保険料収入が不足した場合に一般財源として充当するものでございます。そういった形の部分で御理解賜ればと思います。よろしくお願いたします。

2 番 田 代 そうすると今1,900万になるわけですよ、年度末に。この額がこれから運営していくのにどうですかっていうのを聞いたと思うんですけど、その辺お願いたします。

福 祉 課 長 1,900万円が積み立てておいて、例えば今期の保険料については、今年のこの3月議会で御議決賜って、基準額が4,600円という保険料で運営させていただいております。そこの部分の保険料が介護保険で言う一般財源という部分に当たるわけでございます。そこの部分で保険料を、この3年間でその保険料が…その保険料で運営してまいりますので、介護保険の財源の構成といたしましては、全体の2分の1をその保険料で賄います。ただ一般…第1号被保険者につきましては、その4,600円という基準額でいただいているものでございますが、残りの28%につきましては、先ほど申し上げました2号被保険者のほうで、社会保険診療報酬支払基金のほうプールされた部分のところ町のほうが受けてる状態でございます。そちらのほう全体5割分で運営しておりますことを御理解賜りたいと思います。以上でございます。（私語あり）

議 長 福祉課長、福祉課長、制度論的にですね、ちょっと制度論をやって、そういった説明をですね、プラスしていただければ。

福 祉 課 長 財源は幾らあっても構いませんので、積み増しできれば積み増しできるほどうれしいところでございます。だからその1,900万円が足りるかという、少ないとは思いません。だから実際潤沢にその基金が積み増してきた状態で、次

の来期の保険料が据え置きできるか、引き下げできるかというところの部分のところを考えてまいりたいと思います。以上でございます。

7 番 利 根 川 基金が積み立てが潤沢にあれば、3年後の保険料が据え置きになるか低くなるかという答弁はちょっと違います。そうなってくると、ちまたで言うところの、男姑の嫁いびりみたいになるかもしれませんけれども。これ、差別的な表現じゃありません。前段を入れてますのでね。きのうと同じですけど。保険料の算定をする場合は、3年間の介護給付金総額、総額があります、3年間。それから10%の自己負担分を引く。そして残りの2分の1ずつ保険料と国・県・町の負担割合があります。国が25%、それと県が12.5%、町が12.5%。あとの残りの半分の2分の1の部分を、介護保険が当初発足したときには、65歳以上の人は17%、40歳から64歳までが残りの33%負担してた。3年ごとにこのパーセンテージを18%対32%ということで、将来的に2020年ですか、2分の1の部分を50対50にしようというのが国の方針ですから。介護費用総体から10%引いて2分の1ずつ負担するということですから、いわゆるお金がたくさん基金があれば介護保険料を低くするということの答弁はちょっと誤りです。あくまでもこの介護保険というのは、使った分は使った部分を負担していただきましょうというのが制度的な問題ですからね。その基金というのは、もし何かあって徴収金が不足した場合、あるいは急激に介護給付がぐっと伸びてしまった場合、3年間は介護保険料は上げたり下げたりすることができませんから、そういうときの対応のために基金を設けてるわけですから、そういう説明しないとだめです。すいません、嫁いびりじゃありません。

議 長 福祉課長、答弁ありますか。

福 祉 課 長 どうもありがとうございました。計画策定の委員長でありますので、後方支援、ありがとうございます。介護給付費のほうがこの経過で行きますと、昨年度並みぐらいで落ち着きそうな気配でございます。そのことにつきましてはまた6月議会のときにでも御報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第19号平成27年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。